

論壇

個人番号の取扱いの改正経緯と今後の課題

はじめに

平成28年1月よりいよいよ個人番号制度が始まりました。昨年、国税庁のFAQで、平成27年中に提出を受ける平成28年扶養控除等異動申告書には個人番号の記載は必要とせず、平成28年の年末調整事務の過程で収集すればよいことが公表されたことで、実質的に、従業員の個人番号の一意収集は先送りすることが可能な状況となっております。

個人番号は利用、提供、安全管理等の取扱いを法律によって厳格に規制されて

所得税法施行規則第93条の改正

平成27年10月2日に所得税法施行規則の改正が行われ、給与などの支払を受ける者に交付する源泉徴収票等への個人番号の記載は行わないこととされました。この改正により、従業員に交付した源泉徴収票等から、個人番号が流出することとは無くなりました。これは、実務上の要請に基づくものとされていますが、関係事務実施者の業務の負担は反対に増えるという面もあります。個人番号取扱いの一連のプロセスにおいて、事業者が収集廃棄について細かい分類作業を強制

することになるからです。改正前は法定調書等の提出の有無にかかわらず、受給者交付用の源泉徴収票には個人番号の記載が必要でした。これは源泉徴収票を受け取る全ての者から、個人番号を収集する必要があったことを意味しています。所得税の税区分(甲乙丙)、法定調書、給与支払報告書の提出要件に関わらず、雇用した時点で収集が認められるということになります。同様に収集後7年の経過により、同一年収集のものとは同時廃棄が可能です。

改正後は、受給者交付用の源泉徴収票に番号を付さないため、その収集が利用目的のある収集に該当するかどうかについて仕分け作業が必要とされています。この仕分け作業は、税務だけでなく社会保険や雇用保険にも及び

源泉所得税関係に関するFAQの公表

扶養控除等申告書の個人番号の記載について、FAQのQ1-9が公開されるまでは、代替用紙での個人番号収集に関して様々な考え方がありました。大別すると、扶養控除等申告書には個人番号の記載は必ず必要とするという意見と、安全管理措置の観点から別紙に記載すべきという二通りのものがあります。この点についてはFAQの発表により、労使の合意に基づき、「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない旨を記載すれば、別紙において保管可能であることが明確に示されました。」

同Q1-17は扶養控除等申告書の様式について「法令で定められているものではないため、法定記載事項を充足していればその記載内容を複数枚に分割して提出することも可能」であることが述べられています。換言すると紐付措置が講じ

ます。また雇入時点で中途退職や金額の多寡など将来の不確定要素の判断も必要になります。この改正による関係事務実施者の、特に実務処理面での影響について、十分に検討されていたか疑問に感じます。

除等申告書を従業員に交付し、その内容の確認をもって支払者に再提出する方法も認められています。源泉徴収事務において、事業者が保管している個人番号を従業員本人に提示することは、番号法第19条第2号に規定する「個人番号関係事務を処理するために必要な限度」の範囲に含まれることが明確になりました。これらのFAQは関係事務実施者の実務面での取扱い方法の疑問を明確にしました。事業者の安全管理措置を軽減する上で大きな進展と言えるでしょう。

平成28年度税制改正の大綱

給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該提出をする者の個人番号及び当該申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないものとする。

① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
② 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
③ 退職所得の受給に関する申告書
④ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) 上記の改正は、平成29年分以後の所得税について適用する。(平成28年度税制改正大綱より)



木南 誠
【麹町】

個人番号の取扱いについての問題点

番号法では情報の安全性を高めるために、各行政機関での分散管理の方法を採っています。従って各行政機関では情報の照会、提供というプロセスを相対で行わないと連携は出来ないことになっていきます。また、この連携においては各機関で振り出された個人番号とは別の「符号」を利用することになっていきます。これはひとつの情報流出によって芋づる式の漏洩を防ぐという意味では必要な措置といえます。しかしながら、この方法によって、縦割行政の悪い面も顕在化しているように思われます。つまり、各行政機関の必要個人情報とは異なるので、各機関

載省略が明確になりました。更に財務省ホームページには「マイナンバーの記載を省略する書類の一覧(案)」が公表されています。この一覧には、平成28年4月1日以降適用分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書」も列挙されています。従って、別帳簿を備え付けていれば、事業者の給与関係や年末調整事務において使用されるほぼ全ての書類について、特定個人情報文書に該当せず処理することが可能となります。

このように措置は、ありとあらゆる書類に個人番号を付すことが、いかに事業者に負担を強いることになっているかを行政側が認めた結果であるといえます。

最後に

関係事務実施者の収集や廃棄、そして安全管理措置の負担の軽減をどれだけできるかが今後の番号制度の普及にかかっていると思えます。番号制度はまだ始まったばかりであり、実務に際してこれから解決しなくてはならない多くの課題が存在しています。厳格な管理を要求される個人番号を、いかに安全で簡素な仕組みで収集、保管、廃棄を出来るようにするかが今後の行政そして民間事業者の中心課題となるでしょう。